

議案第 17 号

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市下水道条例の一部を改正する条例

川崎市下水道条例（昭和 36 年川崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 12 条の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 16 条第 1 項において読み替えて準用する同法附則第 5 条第 2 項の適用を受ける下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。